

「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」

CISTEC 事務局

経済産業省は、7月1日、「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」と題したニュースリリースを公表した。

(ニュースリリース)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190701006/20190701006.html>

その内容は、

- ① 大韓民国の輸出管理上のカテゴリーの見直し
  - ② 特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切替え
- となっており、公表された内容を解説する。

- ① については、7月1日付けで「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメントの募集が開始されたが、輸出貿易管理令（以下、輸出令という。）別表第3から大韓民国を削除するというもので、いわゆるホワイト国から非ホワイト国に扱いが変更となる。パブリックコメントの締切は7月24日で、施行は公布から21日経過した日となっており、これに伴い、大韓民国はキャッチオール規制の対象となるものと思われる。

(パブリックコメント)

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595119079&Mode=0>

- ② については、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目について、大韓民国への輸出とこれらに関する製造技術の提供（製造設備の輸出に伴うものを含む。）を包括許可制度の対象から外し、個別許可申請（本省申請）を求めるという内容。改正内容は次の通り。

- (1) 地域区分の変更

「い地域①」の変更・・・大韓民国の削除

「り地域」の新設・・・対象国は大韓民国のみ

- (2) 特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切り替え

次の3品目の大韓民国への輸出等については、包括輸出許可の対象から外れるため、7月4日以降は、個別許可申請（本省申請）が必要となる。

ーフッ化ポリイミド 輸出令別表第1の5の項（17）（貨物等省令第4条第十四号ロ）に該当するもの

ーレジスト 輸出令別表7の項（19）（貨物当省令第6条第十九号）に該当するもの

